

資料3-3 (国の審議会等における障害のある女性委員の人数等について) に対する意見及び回答

委員からの意見	意見に対する回答
<p>【石橋委員】 労働政策審議会障害者雇用分科会の委員にきこえない当事者が加わっていないので、早急に加えるべきである。</p>	<p>(厚生労働省) 障害者雇用分科会の委員の選出方法やその定数は、労働政策審議会障害者雇用分科会運営規程に定められており、その定数の変更は、労使団体や他の障害者関係団体とのバランス等の課題から、慎重な検討を要するものと考えています。一方で、聴覚障害を含むあらゆる障害者の御意見を施策に適切に反映させることは必要であり、分科会においては、これまでも随時、関係する障害者団体等のヒアリング等を行うことで、障害特性に応じた個別のニーズや御意見を直接分科会で聴取し、報告書等に適切に反映してきたところです。引き続きこうした対応を行うことで、あらゆる障害者の雇用の促進に向けた効果的・効率的な政策の実施・検討を図ってまいります。</p>